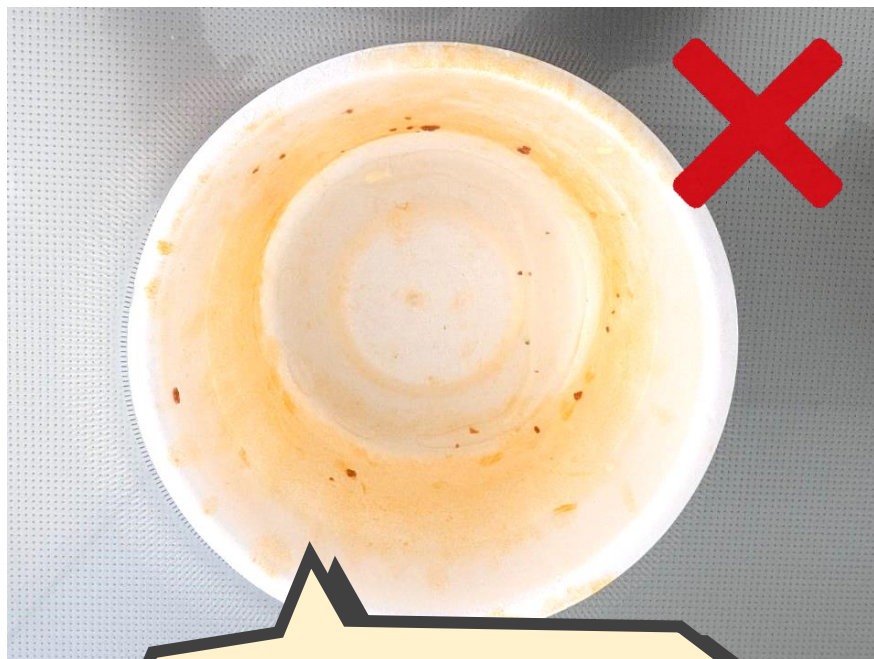


汚れを落とす目安

次の収集日(1週間程度先)まで室内に置いていても、においが気にならず、
汚れが他に広がらない程度



汁や油が
ついている



収集対象外品



粘度が高い製品が
入っていたもの

(例)

- のり容器
- 歯磨き粉のチューブ



形状的に汚れを
取ることが難しいもの

(例)

- 口紅の容器
- 弁当用ソースの小袋



有害なものが
入っていた容器

(例)

- 除草剤の容器
- 農薬の容器

ルールが守られていない場合の対応



二重袋



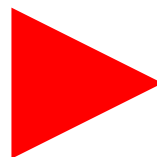
対象外品混入



色付き袋



汚れあり



警告シールを貼りごみ集積所に残置

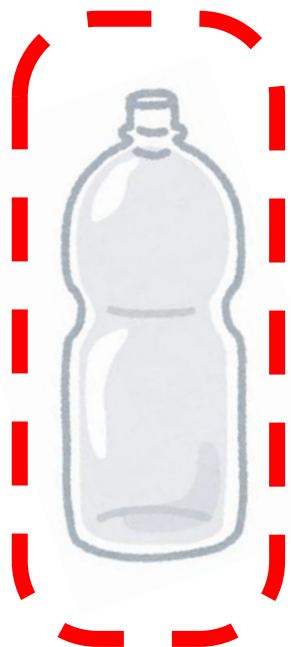
排出者において警告されたことを改善して次の収集日に出してください。

※1週間以上改善されずごみ集積所に放置されている場合は、市環境課へご相談ください。

その他のプラスチック

ペットボトル

ボトル本体



ペットボトル
として排出



それぞれ別の袋に入れる

ラベル・ふた



プラスチック製容器
包装として排出

製品プラスチック

プラスチック製容器包装やペットボ
トル以外のプラスチックでできている
製品(商品)



可燃ごみとして排出



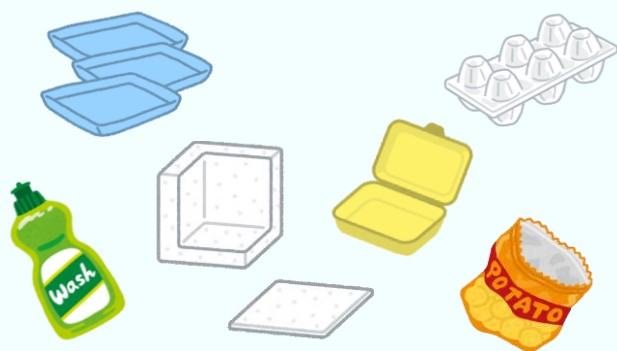
令和8年4月 **START!**

プラスチック製 容器包装 分別収集

那珂市では現在、プラスチックのほとんどを「燃えるごみ」として収集していますが、**令和8年4月**から、資源として「プラスチック製容器包装」の**分別収集**を開始します。

プラスチック製容器包装とは

- ◆ 商品の中身を出したり、使ったりした後、不要になるプラスチック製の容器や包装のことです。
- ◆ 対象となるものには「**プラマーク**」がついています。



【例】

- ペットボトルのラベルとふた
- たまごのパック
- 生鮮食品などのトレイ
- お菓子などのプラスチック製の袋
- 調味料や洗剤などのプラスチック製のボトル
- お弁当やお惣菜などのプラスチック製のパック
- 緩衝材（発泡スチロール製） など

- ◆ 分別して出すときは中身を使い切り、汚れている場合は水で軽く洗ったり、ふき取ったりしてください。
 - 汚れを取るために多量の水や洗剤を使用する必要はありません。
 - 汚れやにおいが取れないものは、これまでどおり燃えるごみで出してください。

汚れを落とす目安

次の収集日（1週間程度先）まで室内に置いていてもにおいが気にならず、汚れが他に広がらない程度。

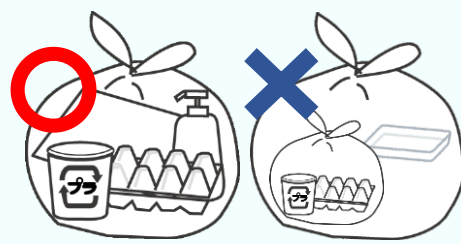


収集できないもの

- ◆ プラマークがついていても、次のものは**収集対象外**となります。
 - ・粘度が高い製品が入っていたもの（液状のり容器、歯磨き粉のチューブなど）
 - ・形状的に汚れを取ることが難しいもの（口紅の容器、弁当用ソースの小袋など）
 - ・有害なものが入っていた容器（農薬、除草剤など）

プラスチック製容器包装の出し方

- ◆ 値引きシールやラベルははがしてください。ただし、はがし残しがあっても収集できます。
ボトルなどふたがあるものは外してください。
- ◆ プラスチック製容器包装**だけ**を、**透明なビニール袋**に**直接**入れてください。
※ほかの袋で**小分けしない**でください。
（リサイクル工程の支障となります。）
※透明でも色付きのビニール袋は使えません。
- ◆ 燃えるごみなどを出しているごみステーションに出してください。
※新しく収集日を地区ごとに設定します。
収集日、収集頻度などの詳細は、決まり次第お知らせします。



20ℓ～45ℓ
程度の袋を
使ってください

その他のプラスチックごみについて

プラスチック製容器包装以外のプラスチックごみは、今までどおり資源又は燃えるごみに分別して出してください。

- ◆ **ペットボトル**
今までどおり**ペットボトルの収集日**に出してください。
プラスチック製容器包装と**一緒の袋に入れ**ないようにご注意ください。
※汚れたものは燃えるごみで出してください。
- ◆ **製品プラスチック**
プラスチック製容器包装、ペットボトル以外のプラスチックでできている製品（商品）です。（バケツ、クリアファイル、ストローなど）
今までどおり**燃えるごみ**で出してください。
※指定ごみ袋に入らないものは、粗大ごみで出してください。

分別にご協力
お願いします



【お問い合わせ先】

那珂市市民生活部環境課 環境グループ

〒311-0192 茨城県那珂市福田1819-5

☎029-298-1111（代表）

※市ホームページでは、随時情報を更新しています。ぜひご確認ください →





令和8年4月 **START!**

プラスチック製 容器包装 分別収集

令和8年4月から、プラスチック製容器包装の分別収集が始まります。

プラスチック製容器包装とは

- ◆ 商品の中身を出したり、使ったりした後、不要になるプラスチック製の容器や包装のことです。
- ◆ 対象となるものには「**プラマーク**」がついています。



このマークが目印です



プラスチック製容器包装の収集日

- ◆ 地区ごとに、新しくプラスチック製容器包装の収集日を設定します。
可燃ごみとは収集日が異なるのでご注意ください。
※収集場所は、可燃ごみと同一のごみ集積所です。

地区	プラスチック製 容器包装収集日 ※祝日は収集しません	(参考) 可燃ごみ 収集日
本米崎、向山、横堀、堤、額田東郷、額田南郷、額田北郷、戸田崎、大内、下江戸、鴻巣、戸崎、鹿島(旧那珂町)、門部、北酒出、南酒出、古徳、中里、平野	火	月・木
菅谷北地区(竹ノ内を含む)、菅谷南(東)地区、瓜連上(玉川を除く)、瓜連中、瓜連下	月	火・金
杉、菅谷南(西)地区	水	
福田、後台、中台、東木倉、西木倉、豊喰、津田、飯田、静、下大賀、鹿島(旧瓜連町)、玉川	木	水・土



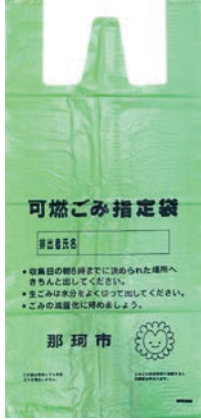




- ◆ 詳細は、年度末に各世帯へ配布する「資源物収集日程表」をご覧ください。

【菅谷地区について】

資源物収集で**菅谷南地区**に該当する地域は、プラスチック製容器包装について、**国道349号の西と東で収集日を分けます**。
※カン・ビン・紙類など他の資源物の収集は現在と同じです。

【参考：菅谷地区地図】

分別の種類と袋が変わります

種類	例	現行	R8年4月から
可燃ごみ	ティッシュ おむつ 枝木 汚れた紙 など	可燃ごみ指定袋 (緑色) 	可燃ごみ指定袋 (さくら色) ◆ 令和8年4月から、可燃ごみ指定袋のデザインと価格が変わります。 (税込価格) ・45リットル：165円→330円 ・30リットル：新 設→220円 ・20リットル：132円→143円 
製品プラスチック	歯ブラシ スプーン バケツ など		
製容器包装	たまごパック 洗剤ボトル 弁当の容器 など	◆ 令和8年3月31日に販売終了 ◆ 令和8年5月31日まで使用可能	透明または無色半透明の中身が見える袋 (指定袋なし)  ◆ フラスチック製容器包装の収集日
発泡スチロール (緩衝材等)	家具・家電の緩衝材 など	資源ごみ指定袋 (黄色) 	◆ 汚れを軽く落とし、乾かして出してください。 ※汚れやにおいが落ちたか判断に迷ったときは可燃ごみへ出してください。 ◆ 発泡スチロールと食品トレイも、プラスチック製容器包装と一緒に収集します。
食品トレイ	生鮮食品トレイ など		
ペットボトル	飲料・調味料などのボトル 	◆ 令和8年3月31日に販売終了 ◆ 令和9年3月31日までペットボトル排出にのみ使用可能 ※発泡スチロール・食品トレイには使えません。	透明または無色半透明の中身が見える袋 (指定袋なし)  ◆ カン類と一緒に収集日

◆ 地区ごとの発泡スチロールと食品トレイの集積所はなくなります。

【お問い合わせ先】

那珂市市民生活部環境課 環境グループ

〒311-0192 茨城県那珂市福田1819-5

☎029-298-1111 (代表)

※市ホームページでは、随時情報を更新しています。ぜひご確認ください →

